

保護者様

教育委員会より、就学援助の申請期間延長のお知らせです。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休業期間の延長に伴い、令和2年度就学援助制度の申請期間を延長いたします。

これまで、市・県民税額の証明書以外（児童扶養手当証書など）で申請する場合、5月末までのご申請で4月分から認定としておりましたが、6月末までのご申請で4月分から認定することといたしました。

（変更前）

5月29日（金）までの申請→4月分から認定・支給

6月以降→申請月から認定・支給

（変更後）

6月30日（火）までの申請→4月分から認定・支給

7月以降→申請月から認定・支給

なお、平成31年度の市・県民税額の証明書で申請する場合は、6月末までのご申請で4月分から認定いたします。

ただし、令和2年度の市・県民税額の証明書で申請する場合は、8月末までのご申請で4月分から認定いたします。

就学援助の最新情報につきましては、福岡市HP（検索ワード『福岡市 就学援助』）をご参照ください。